

○総務省告示第三百二号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条の二第一項第一号の規定に基づき、令和四年総務省告示第三百三十四号（電波の特性その他の事項を勘案した周波数の範囲を定める件）の一部を次のように改正する。

令和五年八月二十九日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

次の表左欄に掲げる無線局の種類に係る周波数の範囲は、それぞれ同表右欄に掲げるものとす
る。

[同左]

無線局の種類	周波数の範囲
電気通信業務用基地局（電波法（昭和25年法律第131号）第6条第8項第2号に規定する電気通信業務用基地局をいう。以下同じ。）	(1) <u>770MHz</u> を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 略]
[略]	[略]

[注1・2 略]

無線局の種類	周波数の範囲
[同左]	(1) <u>773MHz</u> を超え803MHz以下 〔2〕～〔5〕 同左]
[同左]	[同左]

[注1・2 同左]

備考 表中の「」の記号は、略記号を示す。